

ハローワーク輪島 業務月報

令和3年6月分

輪島公共職業安定所

〒928-8609 輪島市鳳至町畠田99-3
電話：0768-22-0325 FAX：0768-22-1394

能登出張所

〒927-0435 鳳珠郡能登町宇出津新港3-2-2
電話：0768-62-1242 FAX：0768-62-1243

◆管内の労働市場の動きについて

【求人の状況】

新規求人数は402人で、前年同月に比べ9.8%増加した。

産業別でみると建設業は76人で72.7%増(前年同月比、以下同じ)、宿泊・飲食業は40人で29.0%増、運輸業は11人で10.0%増、卸・小売業は57人で7.5%増、医療・福祉業は121人で6.1%増となった。

一方、サービス業は15人で57.1%減、製造業は42人で4.5%減となった。

月間有効求人数は996人で、前年同月に比べ5.1%の増加となった。

【求職の状況】

新規求職申込件数は191人で、前年同月に比べ15.1%増加した。

月間有効求職者数は870人で、前年同月に比べ5.0%減少した。

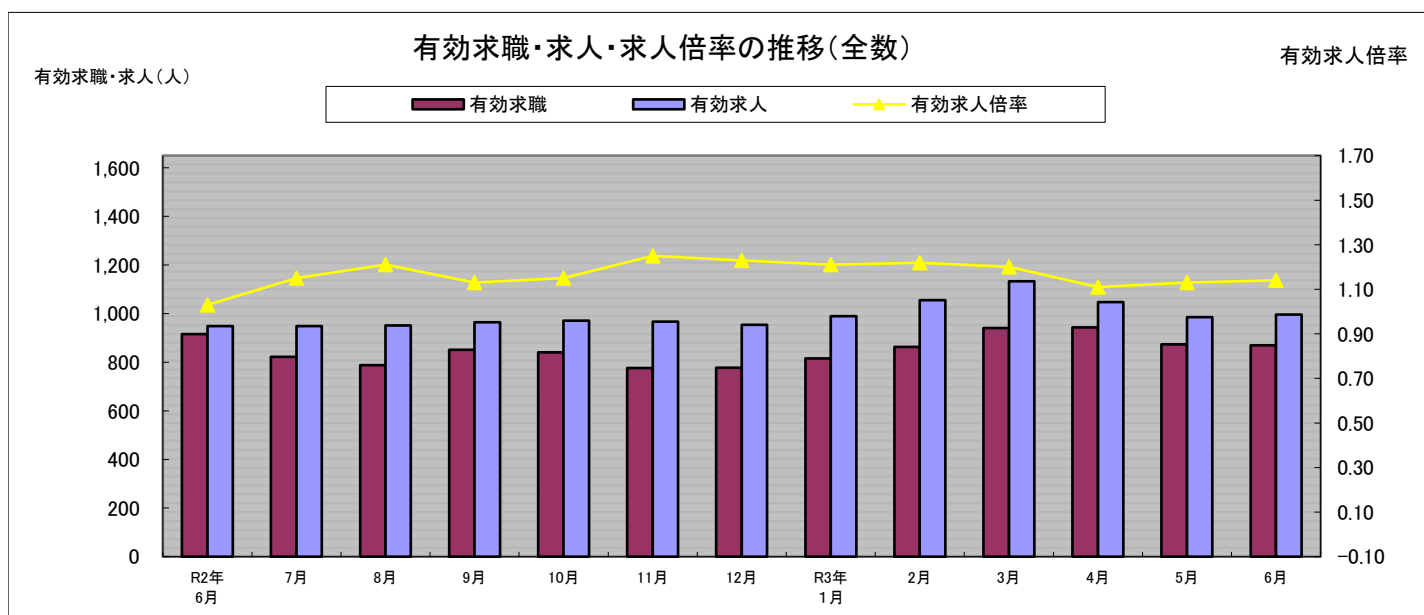
【就職者の状況】

就職者数は86人で前年同月に比べ12.2%減となり、うち常用就職者数は76人で就職者全体の88.4%を占めた。

【月間有効求人倍率の状況】

月間有効求人倍率は1.14倍となり、輪島市・穴水町が1.24倍、珠洲市・能登町が1.05倍となった。

求人倍率(全国) 1.13倍 求人倍率(石川) 1.38倍 求人倍率(管内) 1.14倍



	R2年 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
有効求職	916	822	788	851	841	776	777	816	863	941	943	874	870
有効求人	948	948	951	964	971	967	954	989	1,055	1,133	1,048	986	996
有効求人倍率	1.03	1.15	1.21	1.13	1.15	1.25	1.23	1.21	1.22	1.20	1.11	1.13	1.14

一般職業紹介状況（パートを含む全数）

区分	全数	数		前月	前年同月	前年同月比	
		うち本所	うち出張所				
求職	新規求職申込件数	191	124	67	162	166	15.1%
	うち常用	186	122	64	139	156	19.2%
	うち保険受給者	65	49	16	44	30	116.7%
	うちパート	79	50	29	59	72	9.7%
求職	月間有効求職者数	870	441	429	874	916	▲ 5.0%
	うち常用	805	434	371	776	835	▲ 3.6%
	うち保険受給者	322	175	147	273	309	4.2%
	うちパート	354	197	157	347	402	▲ 11.9%
求人	新規求人数	402	250	152	328	366	9.8%
	うち常用	382	238	144	313	354	7.9%
	うちパート	165	116	49	102	146	13.0%
	月間有効求人数	996	545	451	986	948	5.1%
紹介	うち常用	972	532	440	970	931	4.4%
	うちパート	350	217	133	333	367	▲ 4.6%
	紹介件数	143	87	56	118	163	▲ 12.3%
	うち常用	130	80	50	102	149	▲ 12.8%
就職	うち保険受給者	30	15	15	21	24	25.0%
	うちパート	70	46	24	58	82	▲ 14.6%
	就職件数	86	46	40	69	98	▲ 12.2%
	うち常用	76	40	36	58	82	▲ 7.3%
諸比率	うち保険受給者	20	10	10	10	20	0.0%
	うちパート	42	27	15	35	48	▲ 12.5%
	新規求人倍率	2.10	2.02	2.27	2.02	2.20	▲ 0.10P
	うち常用	2.05	1.95	2.25	2.25	2.27	▲ 0.22P
有効求人倍率	有効求人倍率	1.14	1.24	1.05	1.13	1.03	0.11P
	うち常用	1.21	1.23	1.19	1.25	1.11	0.10P
就職率	就職率	45.0	37.1	59.7	42.6	59.0	▲ 14.0P
	うち常用	40.9	32.8	56.3	41.7	52.6	▲ 11.7P

中高年齢者の職業紹介状況【45歳以上】（パートを含む全数）

区分	全数	数		前月	前年同月	前年同月比	
		うち本所	うち出張所				
求職・就職	新規求職申込件数	136	86	50	104	108	25.9%
	うち55歳以上	102	64	38	74	76	34.2%
	月間有効求職者数	609	294	315	592	636	▲ 4.2%
	うち55歳以上	465	216	249	456	484	▲ 3.9%
紹介	紹介件数	103	60	43	73	92	12.0%
	うち55歳以上	66	35	31	49	57	15.8%
就職	就職件数	59	34	25	40	49	20.4%
	うち55歳以上	38	20	18	29	31	22.6%

◎全数・・・常用・臨時・季節・パートを含んだ全ての数

◎常用・・・雇用期間の定めがないか、雇用期間が4ヶ月以上のもの。

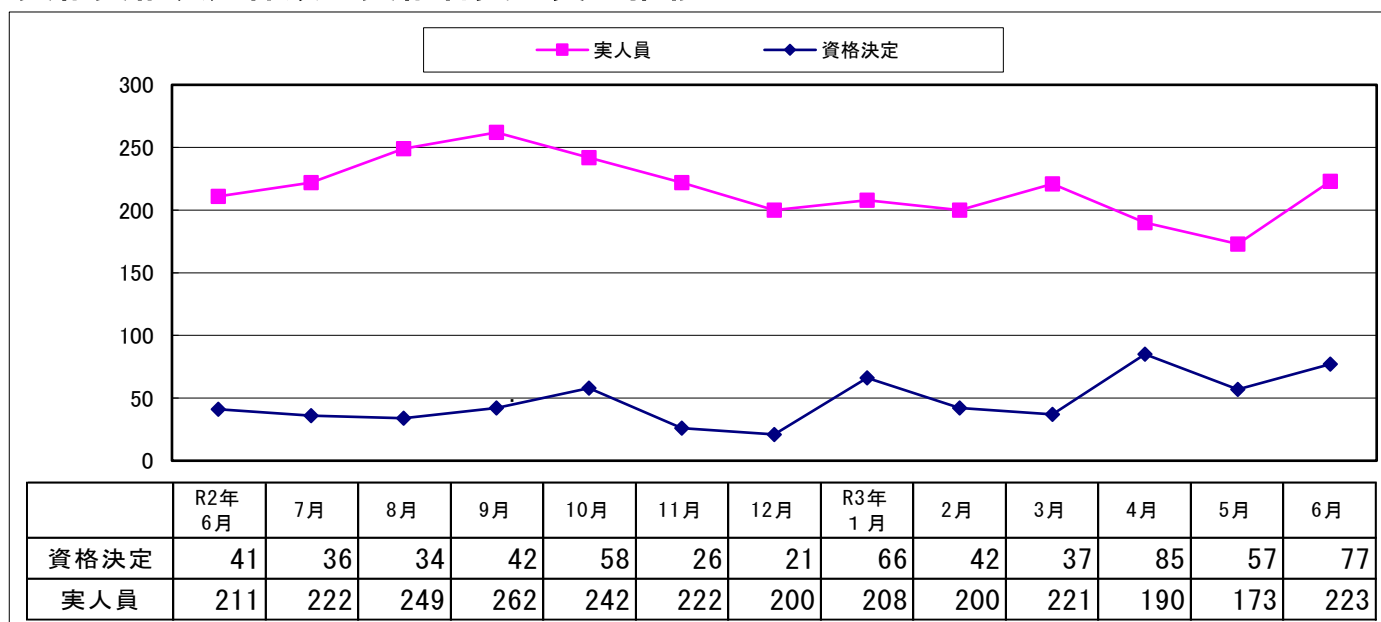
◎求人倍率・・・求職者1人に対する求人数の割合。有効（新規）求人数/有効（新規）求職者数

◎就職率・・・求職者に対する就職件数の割合。就職件数/新規求職申込件数×100

産業別新規求人の状況

産 業	全 数		前月	前年同月	前年同月比	
	うち本所	うち出張所				
建設業	76	31	45	75	44	72.7%
製造業	42	25	17	45	44	▲ 4.5%
食料品	7	0	7	27	10	▲ 30.0%
繊維工業	15	11	4	3	20	▲ 25.0%
電子機械	6	6	0	4	6	0.0%
その他の製造	2	2	0	2	0	* * *
運輸業	11	5	6	10	10	10.0%
卸売・小売業	57	43	14	34	53	7.5%
宿泊・飲食業	40	28	12	20	31	29.0%
医療・福祉業	121	88	33	73	114	6.1%
サービス業	15	6	9	34	35	▲ 57.1%
その他の産業	40	24	16	37	35	14.3%
合計	402	250	152	328	366	9.8%

受給資格決定件数・受給者実人員の推移



雇用保険状況（適用関係）

区 分	全 数	うち出張所	男	女	前月	前年同月	前年同月比	
								適用
	新規適用事業所数	2	1	*	*	1	5	▲ 60.0%
	廃止・脱退事業所数	8	5	*	*	3	1	700.0%
	被保険者資格取得者数	101	54	55	46	170	117	▲ 13.7%
	被保険者資格喪失者数	131	53	64	67	152	78	67.9%
	離職票交付枚数	102	34	*	*	116	58	75.9%
	月末現在被保険者数	11,842	5,836	6,113	5,729	11,871	12,076	▲ 1.9%

* 主な用語の説明

◎受給資格決定件数・・・雇用保険の受給資格があり、失業給付を受給するための手続きをした件数。

◎受給者実人員・・・雇用保険の失業給付を受給している人数。

雇用保険状況（給付関係）

（金額単位：千円） 金額の千円未満は切り捨て

区 分	全 数	うち出張所	男	女	前月	前年同月	前年同月比			
給付	一般求職者給付	資格決定件数	77	21	43	34	57	41	87.8%	
		初回受給者数	57	26	21	36	41	44	29.5%	
		受給者実人員	219	110	101	118	170	209	4.8%	
		支給金額	28,324	15,263	14,172	14,152	18,564	27,660	2.4%	
	高年齢求職者給付	受給資格決定件数	28	13	13	15	15	17	64.7%	
		受給者数	24	10	13	11	26	23	4.3%	
		支給金額	4,685	2,253	3,214	1,471	5,237	5,530	▲ 15.3%	
	短期特例一時金	受給資格決定件数	2	2	2	0	38	8	▲ 75.0%	
		受給者数	17	15	13	4	34	24	▲ 29.2%	
		支給金額	3,872	3,501	3,226	646	8,761	5,892	▲ 34.3%	
	就職促進給付	就業手当	支給人員	6	0	4	2	4	2	200.0%
			金額	193	0	156	37	164	139	38.8%
再就職手当		支給人員	19	6	10	9	18	17	11.8%	
		金額	6,404	2,546	3,124	3,280	6,340	8,939	▲ 28.4%	
常用就職支度手当		支給人員	0	0	0	0	0	0	***	
		金額	0	0	0	0	0	0	***	
広域求職活動費	支給人員	0	0	0	0	0	0	***		
	金額	0	0	0	0	0	0	***		
雇用継続給付	高年齢基本給付金	実人員	116	60	76	40	130	138	▲ 15.9%	
		金額	2,665	1,259	1,901	764	2,802	3,109	▲ 14.3%	
	再就職給付金	実人員	0	0	0	0	0	0	***	
		金額	0	0	0	0	0	0	***	
	育児休業給付金	実人員	60	29	0	60	74	52	15.4%	
		金額	7,087	3,338	0	7,087	8,441	5,575	27.1%	
介護休業給付金	実人員	0	0	0	0	2	1	***		
	金額	0	0	0	0	266	92	***		
教育給付	受給者数	0	0	0	0	0	2	▲ 100.0%		
	支給金額	0	0	0	0	0	63	▲ 100.0%		

働く妊婦・事業主の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置について

新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、働く妊婦の方は、職場の作業内容等によって、新型コロナウイルス感染症への感染について不安やストレスを抱える場合があります。

こうした方の母性健康管理を適切に図ることができるよう、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として、新型コロナウイルス感染症に関する措置を新たに規定しました。



▶▶ 母性健康管理措置とは

- 男女雇用機会均等法により、妊娠中・出産後1年以内の女性労働者が保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申し出た場合、その指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講じることが事業主に義務付けられています。

▶▶ 新型コロナウイルス感染症に関する措置について

- 妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、主治医や助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づいて必要な措置を講じなければなりません。
- 本措置の対象期間は、令和2年5月7日～令和4年1月31日（※）です。

（※）新型インフルエンザ等対策特別措置法において新型コロナウイルス感染症を適用対象とする暫定措置の期限を踏まえて設定

指導の例：感染のおそれが低い作業への転換又は出勤の制限（在宅勤務・休業）



主治医等から指導があった場合、指導事項を的確に伝えるため、母健連絡カード（母性健康管理指導事項連絡カード）を書いてもらい、事業主に提出しましょう。

事業主は母健連絡カードに記載された主治医等の指導に基づき、適切な措置を講じなければなりません。